

教員の資質向上に関する施策
(教員表彰制度)

平成16年3月

教員の資質向上施策検討委員会

目 次

1	これまでの経過	1
2	制度の目的	1
3	表彰の対象者	1
4	推薦の手順	4
5	選考方法	4
6	表彰方法	4

資 料

1	教員表彰制度のシステム図	6
2	審議経過	7
3	要綱	8
4	委員名簿	10

1 これまでの経過

文部科学省では、教育改革国民会議の提言を踏まえ、平成13年1月「21世紀教育新生プラン」を発表し「優秀な教員に対する表彰制度とそれに連動した特別昇給等」を平成14年度を目途に実施していくことが示された。これを受け川崎市教育委員会（以下「教委」という。）では、平成14年度「教員の資質向上に関する調査研究報告書」（以下「報告書」とする。）により、「優秀教員の表彰制度」の意義や今後の課題についての提言がなされた。

現在の学校教育には、教員のさらなる資質向上が求められており、地道な努力により教科指導や児童生徒（以下「児童生徒」という。）指導等さまざまな面で実績をあげている教員を表彰し、努力に報いることは、教員全体さらには学校全体の教育力の向上につながることになると考えられ、保護者・地域等からの教育への信頼にも応えることになる。

しかしながら、現在、川崎市には永年勤続による表彰があるのみで、在職期間等にかかわらず努力を重ね顕著な実績を上げている教員に対する表彰制度は設けられていない。そこで、新たな制度の施策化に向け、平成15年度「教員の資質向上施策検討委員会」において検討を行い、今回、教員表彰制度の概要をまとめた。

2 制度の目的

報告書では、「特別昇給や人事制度を伴う表彰制度の創設が教員の指導力や意欲の高まりに役立つがあれば、公平で客観的な優秀教員の定義や基準を設け、今後も総合的な観点で検討していくことが必要である。」とされ、その意義が示された。

しかしながら、特別昇給等の給与上の優遇措置については、現在の小中学校教員の給与等が神奈川県の条例で定められているため本市独自での処遇を行うことはできず、人事上の処遇についても、公務員制度改革がいまだ不明確なこともあります、実施は困難である。そのため本制度では、教員の地道な努力・実績に報いることが教員全体さらには学校全体の教育力の向上につながるよう、表彰制度の実施と実践発表等の表彰結果の活用を行うこととする。

3 表彰の対象者

表彰の対象者となる教員は、管理職及び指導主事を除く川崎市立の小学校、中学校、高等学校、認・養護学校及び幼稚園の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、次表に該当するものとする。

表彰の対象者： 勤務成績が優良であり、かつ次の1～4のいずれかに該当している者

- 1 日々の学校教育活動において地道な努力により、優れた実績をあげている者
(職務遂行に成果が反映されている研修や研究実績を含む。)
- 2 学校運営の改善や学校組織の活性化等に積極的に取り組み、優れた実績をあげている者
- 3 保護者や地域との連携に積極的に取り組み、優れた実績をあげている者
- 4 その他、特に表彰することが適當と認められる優れた実践等をおこなっている者

表彰の基準

次の事項に関する評価において、優れた実績があると判断される者を表彰する。

- ① 児童生徒の意欲の向上
- ② 児童生徒指導への取り組み
- ③ 学級づくりの推進
- ④ 児童生徒の心のケア
- ⑤ 児童生徒の身体の健全な育成
- ⑥ 学校運営の改善
- ⑦ 学校組織の活性化
- ⑧ 校務の能率化
- ⑨ 教職員の意識啓発
- ⑩ 保護者や地域との連携
- ⑪ 地域教育力の向上または導入
- ⑫ 安全管理等への対応

表彰者のイメージ例

1 日々の学校教育活動において地道な努力により、優れた実績をあげている者

- ・教科教育等において教材開発や指導法の改善に励み、児童生徒の学習意欲を高めている。
- ・市内外において教科教育等の講師や副読本の編集委員等として精力的に活躍し、その実績が、学校における日常の指導にも良く反映されている。
- ・児童生徒理解に深い洞察があり、児童生徒指導や学級づくりに大きな力を果している。
- ・充実した学級便りや学年便り、教科通信などの発行を継続し、学校と家庭や地域の連携に寄与している。
- ・児童生徒の健康相談や悩みに良く耳を傾け、児童生徒の心身の健康に配慮した的確な保健室経営に努めている。
- ・部活動顧問として、生徒の意欲を引き出すなど優れた指導力を發揮し、学校外の行事にも積極的に取り組んでいる。

- ・児童生徒の主体的な活動を促し、生き生きとした特別活動が展開するよう工夫を重ねて、効果をあげている。
- ・児童生徒の心の教育に深い関心をもち、日々の教育活動において、豊かな道徳教育を実践している。
- ・児童生徒の健康な体づくりを目指し、主体的な体力つくり活動の取り組みを促すなど、効果をあげている。
- ・児童生徒の自立を促すため、生活上の訓練や指導に取り組み、児童生徒が自分の力を存分に發揮できるよう指導の工夫を重ねて効果をあげている。
- ・障害の重い児童生徒の教育活動について研究を重ね、児童生徒の可能性を生かす指導によって児童生徒の成長が促されると共に、保護者からも絶大な信頼を得ている。
- ・学習が困難な児童生徒に親身に寄り添い、児童生徒が意欲を持って学習に参加できるよう研修を積み重ねて指導に様々な工夫をこらし、成果をあげている。

2 学校運営の改善や学校組織の活性化等に積極的に取り組み、優れた実績をあげている者

- ・パソコン等を活用した年間指導計画・週案・時数計算等、職務の効率化に向けて業務の改善に努めている。
- ・学校の教育環境の整備に努め、児童生徒が気持ち良く学校生活を送れるよう行き届いた配慮を続けている。
- ・教科教育に積極的に取り組み、校内研修の推進等、職員の意識啓発に貢献している。
- ・校内研究体制の充実に向けて取り組み、授業改善に結びつく研究によって学校の活性化と、教職員の意識改革に貢献している。

3 保護者や地域との連携に積極的に取り組み、優れた実績をあげている者

- ・P T A活動の活性化に向けて保護者と良好に連携し、成果をあげている。
- ・児童生徒・保護者・地域・教職員が一体となった活動を展開し、開かれた学校づくりに貢献している。
- ・教科教育に優れた指導力を発揮し、教科教育を生かして、児童生徒と共に近隣の施設や老人会等で積極的な活動を展開している。
- ・長年にわたって地域との交流に尽力し、地域の教育力が学校の活性化につながるよう努めている。

※この「イメージ例」はあくまでも例示であり、これらの例に限られるものではない。

表彰候補者の推薦については、幅広く偏りなく行い、表彰者の人数については、毎年10人程度とする。また、幅広い年代層の教員が表彰を受けられるよう、対象者に対する特定の経験年数規定等は設けない。

なお、当制度で表彰の対象とする「実績」等については、「日々の学校教育活動」や「職務」に反映されているものとする。

4 推薦の手順

候補者の推薦は、「校長推薦」と「自己推薦」の2方式とする。「校長推薦」の場合は、校長が推薦書を作成し、教委に提出する。教員が「自己推薦」を行う場合は、申込書を校長に提出し、校長が副申書を添えて教委に提出する。研究成果等の実績がある場合は、それに関する文書等を参考資料として添付する。

校長は推薦書または副申書作成の際には、「表彰の対象者」の各項目や、「表彰の基準」を参考とする。また、必要に応じて学校教育推進会議など保護者や地域、児童生徒、他の教職員の意見を求めることが望ましい。なお、複数校にわたる長期の努力・実績を把握できるよう、校長は表彰の対象になると思われる教員については、当該教員のその校における地道な努力・実績等について、異動先の校長に引き継ぐなど、学校間での連携を取ることが必要である。

5 選考方法

候補者の推薦を受けた教委は、表彰選考委員会（以下「選考委員会」とする。）を設置する。

選考委員会は、教育長及び教育委員会事務局職員、校長4名以内、並びに外部委員による委員構成とし、推薦書等により選考を行い、表彰者を決定する。

外部委員については、保護者の意見を参考にするため保護者代表1名と、教育実践の分野に詳しい学識経験者を含める。また選考委員会では、教員個人の情報や選考による権利利益に関することを含むことから、非公開とすることが適当である。

- ・選考委員会委員 教育長、総務部長、施設部長、職員部長、学校教育部長、生涯学習部長、総合教育センター所長、校長、保護者代表、学識経験者等

6 表彰方法

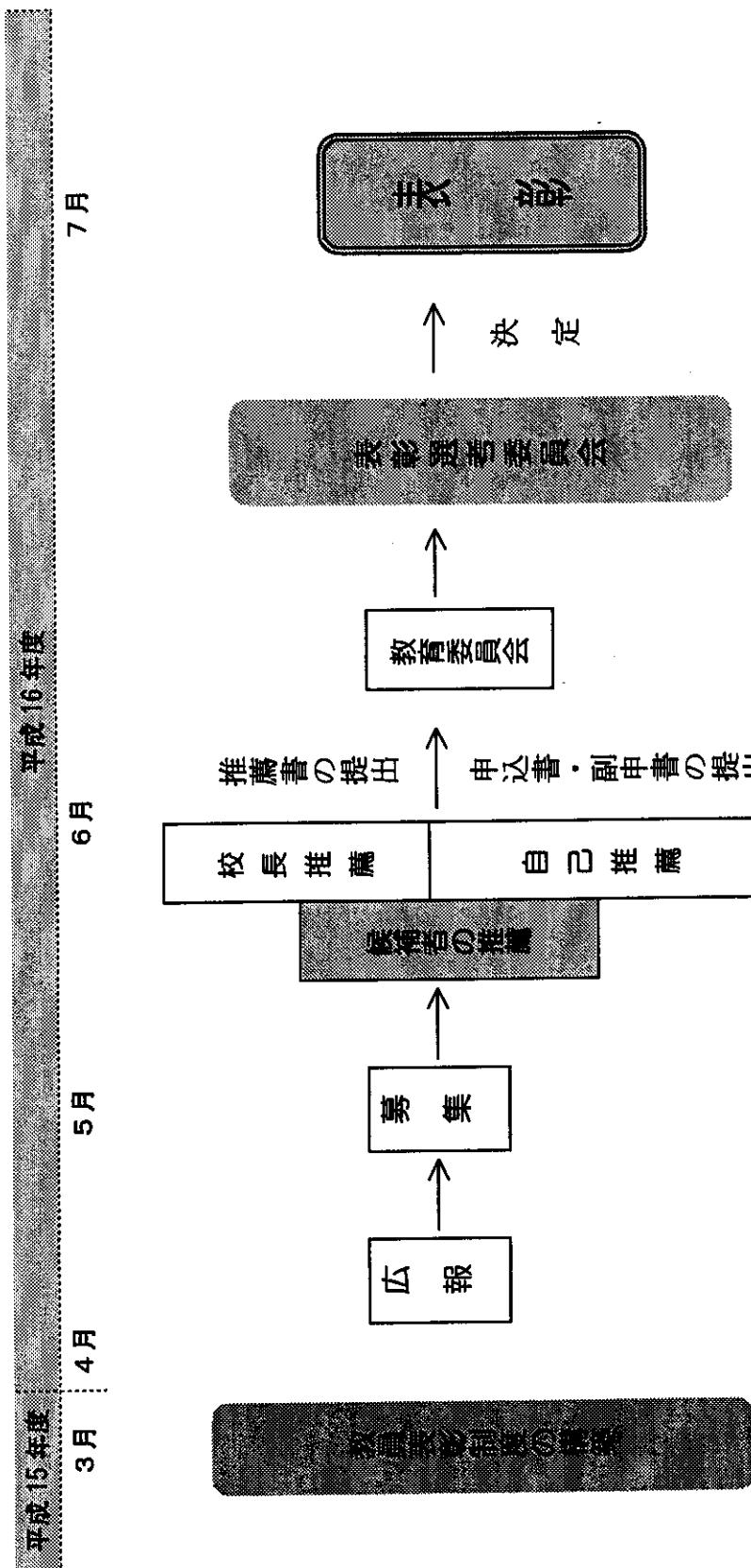
選考の結果については、校長及び教員本人に通知する。表彰決定者には、教育長より表彰状を授与する。表彰は毎年7月頃に行う。また表彰と同時に、表彰者については、表彰

の対象となった実績等の発表の場を設ける。

表彰結果の広報は、報道機関や市及び教育委員会の広報等を通じ広く公表し、保護者や地域に周知することとする。

なお、表彰結果の活用については、表彰者の研修指導者への登用等が考えられる。

教員表彰制度のシステム図



審 議 経 過

第 7 回検討委員会 (平成 15 年 11 月 10 日)

(第 1 回目検討)

- 審議内容
- ・教員表彰制度検討に係る課題と方向性の整理
 - ・今後のスケジュール
 - ・他都市状況について

第 8 回検討委員会 (平成 15 年 12 月 15 日)

(第 2 回目検討)

- 審議内容
- ・教員表彰制度に係る諸課題の検討

第 9 回検討委員会 (平成 16 年 1 月 16 日)

(第 3 回目検討)

- 審議内容
- ・教員表彰制度の概要（案）の作成

第 10 回検討委員会 (平成 16 年 2 月 16 日)

(第 4 回目検討)

- 審議内容
- ・教員表彰制度の概要の作成

第 11 回検討委員会 (平成 16 年 3 月 19 日)

(第 5 回目検討)

- 審議内容
- ・教員表彰制度の作成

教員の資質向上施策検討委員会設置運営要綱

(設置)

第1条 川崎市立学校に勤務する教員の資質向上のための施策を検討するために、「教員の資質向上施策検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について調査検討し、教育長に報告する。

- (1) 指導力不足教員の認知について
- (2) 指導力不足教員の審査会の設置及び判定基準等について
- (3) 指導力不足教員の研修について
- (4) 指導力不足教員の研修後の処遇等について
- (5) 優秀教員の表彰等の評価システムについて
- (6) その他

(構成)

第3条 検討委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 教育委員会職員部長
- (2) 教育委員会職員部教職員課長
- (3) 教育委員会職員部勤労課長
- (4) 教育委員会学校教育部長
- (5) 教育委員会学校教育部指導課長
- (6) 教育委員会学校教育部高校教育推進担当主幹1名
- (7) 総合教育センター所長
- (8) 総合教育センター教育課題研究室長
- (9) 市立学校校長2名

(組織)

第4条 検討委員会に、委員長1名を置く。

2 委員長は教育委員会職員部長をもって充てる。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(期間)

第6条 検討委員会の設置期間は、設置した日から平成16年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、教育委員会職員部勤労課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める

付則

この要綱は、平成15年5月29日から実施する。

資料4

教員の資質向上施策検討委員会 委員名簿

役職	所 属	姓 名
委員長	職員部長	隈 元 淳 雄
	職員部教職員課長	江 口 義 人
	職員部勤労課長	鉄 指 澄 夫
	学校教育部長	郡 司 常 雄
	学校教育部指導課長	竹 田 文 夫
	学校教育部高校教育推進担当主幹	新 保 利 幸
	総合教育センター所長	三 原 良 明
	総合教育センター教育課題研究室長	前 田 博 明
	市立今井小学校長	久 保 マサ子
	市立平間中学校長	沢 木 光 雄